

平成23年（ワ）第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

原告準備書面18

平成26年5月20日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

目次

第1	旧安全審査指針.....	3
1	福島第1原発事故における安全神話－5重の壁と3重防護－の崩壊.....	3
2	安全指針類とは.....	4
3	安全指針類に関する最高裁判決.....	5
4	最高裁判決と福島第一原発事故.....	6
5	旧安全指針類の不備・欠陥.....	6
(1)	立地評価（安全評価審査指針の事故想定基準）の誤り.....	6
(2)	設計における共通要因故障想定の欠如.....	8
(3)	外部電源の重要度分類.....	9
(4)	全交流電源喪失の想定時間不足.....	10
6	設計基準を超過する地震：東北地方太平洋沖地震.....	10
(1)	耐震設計審査指針の想定手法の限界.....	10
(2)	残余のリスクの軽視.....	12
7	3重の多重防護.....	13
第2	新規制基準.....	15
1	新規制基準の概要.....	15
2	新規制基準において新設された事項.....	17
3	新規制基準の問題点.....	18
4	立地審査指針との関係とその問題点.....	19
5	共通原因故障想定欠如.....	20
6	外部電源の問題点.....	22
(1)	耐震性要求の欠如.....	22
(2)	非常用電源.....	22
(3)	猶予期間の存在.....	23
7	不十分な地震想定手法の見直し.....	23

(1) 活断層の定義	23
(3) 震源を特定せず策定する地震動.....	24
(4) 津波想定	25
8 不合理なシビアアクシデント対策	25
(1) 事故想定.....	26
(2) 大規模損壊時の対策の脆弱性	29
9 具体的審査基準の不合理性は司法審査の対象である.....	31
10 結語.....	31

はじめに

新規制基準は福島第一原発事故で明らかになった旧安全審査指針の不備を是正していない不合理な基準である。以下詳説する。

第1 旧安全審査指針

1 福島第1原発事故における安全神話－5重の壁と3重防護－の崩壊

平成21（2011）年3月11日¹の福島第一原発事故の前、国や電力会社は、原子力発電所は、「止める、冷やす、閉じ込める」の機能で安全が保たれると説明していた。閉じ込める機能については、「5重の壁」、つまり、①燃料ペレット、②燃料被覆管、③原子炉圧力容器、④原子炉格納容器、⑤原子炉建屋で放射性物質が閉じ込められているので、放射性物質が外部に多量に放出されることは絶対はないと言っていたのである。

また、3.11前は、国や電力会社は、「深層防護」として3重の多重防護で原子力発電所の安全性を確保していると宣伝していた。3重の多重防護とは、①異常を発生させない、②異常が発生しても拡大させない、③異常が

¹ 以下「3.11」と称する場合がある。

拡大しても周辺環境に多量の放射性物質を放出させないというものである。そして、シビアアクシデント（設計時に考慮された想定事故—設計基準事故—を大幅に超える事故）は、無視できる程度の発生可能性しかないから、国で規制する必要はなく、原子力事業者の自主的努力に任せればよいとされていた。しかし、福島第一原発事故においては、原子力発電所に関する安全神話—「5重の壁」も「3重の多重防護」—があっけなく崩壊した。この崩壊により、砂上の楼閣のような安全神話に依拠した安全指針類（旧安全指針類）に対する信頼も同時に崩れ去ったのである。

2 安全指針類とは

本件原発をはじめ国内の総ての原子力発電所は、旧「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）

24条の許可基準を満たしているとして運転されてきた。つまり、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がない」（同条1項4号）ものとされていたのである。この「災害の防止上支障がない」ことの具体的な審査基準が、原子力委員会が策定していた「安全指針類」であった。

3. 11前、原子力安全・保安院は、発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全指針の体系について、

①立地

原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて

②設計

発電用軽水炉型原子炉施設に関する安全設計審査指針

発電用軽水炉型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針

発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針

発電用軽水炉型原子炉施設の火災防護に関する審査指針

発電用軽水炉型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針

放射性液体廃棄物処理施設の安全審査にあたり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方

③安全評価

発電用軽水炉型原子炉施設の安全評価に関する審査指針、等7指針

④線量目標値

発電用軽水炉型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針、等3指針と説明していた（平成16年9月、原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構。「安全設計審査指針の位置け」）。これらの安全指針類に適合していれば原発の安全は確保されていて、シビアアクシデントは考慮する必要はないというのが福島第一原発事故の前の考え方であった。

3 安全指針類に関する最高裁判決

伊方原発の最高裁判決（平成4年10月29日）は、

「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある。」「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には違法と判断すべきである。」

と判示している。

4 最高裁判決と福島第一原発事故

この最高裁判決に明示されているように、「(原子力) 災害が万が一にも起こらないようにする」ための「具体的審査基準」とされていたものが、原子力安全委員会の策定した「安全指針類」(以下「旧安全指針類」という)であった。本件原発を含めた日本における全ての原発は旧安全指針類により適合性を有すると審査されたのである。ところが、「万が一にも起きてはならない」とされていたのに、現実には福島第一原発事故が起きた。すなわち、旧安全指針類に欠陥があったか、旧安全指針類に適合するとした審査に誤りがあったのである。そして、我が国の全原発において同一の指針による同一の審査が行われていたのであるから、この欠陥及び審査の誤りは、福島第一原発に限定的なものではないことは明らかである。したがって、伊方最高裁判決に従えば、全国の原発の設置許可処分は違法と評価されることとなる

5 旧安全指針類の不備・欠陥

福島第一原発事故で具体的に明らかになった旧安全指針類の不備・欠陥あるいは審査の誤りとして、少なくとも以下のことが指摘できる。

(1) 立地評価(安全評価審査指針の事故想定基準)の誤り

立地審査指針は、原発に万が一の事故が起きたとしても、公衆の安全を確保するために、立地条件の適否を判断するための指針である。立地審査指針では、次の2つの事故が想定されていた。

ア 重大事故

技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故

イ 仮想事故

重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故

そして、重大事故が起きても周辺公衆に放射線障害を与えないこと、仮想事故が起きても周辺公衆に著しい放射線障害を与えないことを目標として、この目標を達成するために、重大事故の場合を想定して原子炉から一定の距離の範囲を非居住区域とし、仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側の一定の範囲を低人口地帯とすることにしている。

重大事故、仮想事故については、安全評価審査指針においていくつかの事故想定を行い、その解析の結果、非居住区域及び低人口地帯に放出されるそれらの事故時の放射線量が、めやす線量（ 0.25 Sv ）を超えないならば、立地条件を満たしていると判断することになっていた。

これまで日本において設置許可された全ての原発は、この立地評価を満足していることになっている。

しかしながら、福島第一原発事故では、福島第一原発の敷地境界における平成23（2011）年4月1日～平成24（2012）年3月末日までの1年間の積算線量で一番値が高かったモニタリングポストの線量は 0.956 Sv であり、立地審査指針の「めやす線量 0.25 Sv 」を遥かに超えている²。しかも、このモニタリングポストの積算線量には、平成23（2011）年3月の爆発直後の高線量が含まれていないのであるから、現実にはさらに大量の放射線が放出されたことになる。

国会事故調におけるヒアリングにおいて、前原子力安全委員会委員長班目春樹氏は「例えば立地審査指針に書いていることだと、仮想事故だといいなながらも、実は非常に甘々な評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。」「（福島原発事故では仮想事故で想定した放射線量の）1万倍」、「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」と述べ、立地

² 2012年6月5日衆議院環境委員会

評価の誤りを認めている³。

このように、立地審査指針における重大事故、仮想事故を具体的に想定していた安全評価審査指針が明らかに間違いであったことを、国も認めているのである。

(2) 設計における共通要因故障想定の欠如

安全設計審査指針において、重要な安全機能を有する系統、機器は、同一の機能を有する同一の性質の系統又は機器が二つ以上ある(多重性)か、同一の機能を有する異なる性質の系統又は機器が二つ以上ある(多様性)こと、及び二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと(独立性)を要求されていた。すなわち、重要な安全機能を有するものは二つ以上あり、一つの事故原因で同時に全ての安全機能が失われることがないことを前提に設計されていた。

そして、設計基準事故(設計で想定する事故)は、一つの原因でその安全機能を有する二つ以上の系統、機器のうちの一つが故障することを仮定し(単一故障の仮定)、その場合でも残りの系統、機器で安全機能が確保されれば足りるというものであった。

しかし、福島第一原発事故では、単一故障の仮定どおりに事は進まず、一つの原因で必要な安全機能が同時に総て故障したのである(共通要因故障)。福島第一原発事故の原因は、地震・津波の自然現象であり、自然現象を原因とする事故であれば、多数の機器に同時に影響を及ぼすことがあり得るのであるから、異常状態に対処するための安全機能を司る機器のうちの一つだけが機能しないという仮定は非現実的である。

³ 「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 会議録」国会事故調 2012年6月28日

つまり、設計基準事故としても、共通要因故障を想定すべきことは当然である。

安全設計審査指針は、設計基準事故の事故原因としては作業員の誤操作等の内部事象だけを考えることにして自然現象等の外部事象は考えないことにしていた。自然現象に対しては、別途設計基準を策定し、その設計基準として定めた自然現象内であれば安全性が確保されるものと考ええる二分法をとっていた。そのような設計思想こそが間違っていたのである。

(3) 外部電源の重要度分類

安全設計審査指針では「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、システム及び機器が、その機能を達成するために電源を必要とする場合においては、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること」(安全設計審査指針4.8. 電気システム)とされていた。外部電源は非常用電源と並列的にいずれかからの電気が供給される設計を要求される重要なシステムである。

福島第一原発事故では、その重要な外部電源が、地震の揺れによる送電鉄塔の倒壊、送電線の断線、受電遮断器の損傷等により喪失したのである。この事態を招来した原因は、外部電源の重要度が最低ランクであったからである。

重要度分類指針は、設備の重要度を3つのクラスに分け、重要度に応じて安全性の要求の程度を違えている。外部電源は「PS⁴-3 (クラス3)」に分類され、異常状態の起因事象となるものであって、「PS-1 (クラス1) 及びPS-2 (クラス2) 以外の構築物、システム及び機器」という最低ランクに分類されていた。また、耐震設計上の重要度分類においても、Sクラス、Bクラス、Cクラスの分類のうち、最も耐震性の

⁴ Prevention System 異常発生防止系

低い設計が許容されるCクラスに分類されていた。

国は、福島第一原発事故発生後、SBO(全電源喪失)対策に係る技術的要件の一つとして「外部電源系からの受電の信頼性向上」の観点を掲げ、「外部電源系は、現行の重要度分類指針においては、異常発生防止系のクラス3(P S-3)に分類され、一般産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することのみが求められており、今般の事故を踏まえれば、高い水準の信頼性の維持、向上に取り組むことが望まれる」と述べ⁵、現行の外部電源系に関する重要度分類指針の分類には瑕疵があることを認めた。

(4) 全交流電源喪失の想定時間不足

安全設計審査指針では、「短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること」(安全設計審査指針. 27)とされていた。短時間の電源喪失を想定すればよいとした理由は、送電線の復旧又は非常用電源の修復が期待できるからであるとされ、また、全交流電源喪失の想定時間は、明確な根拠もなく30分とされ、そのうえ、非常用交流電源設備の信頼度が十分高いと判断されれば、全交流電源喪失を想定しなくてもよいとされていた。

福島第一原発事故は、長時間に及ぶ全交流電源喪失状態が続いた結果、原子炉の冷却ができず、メルトダウン、メルトスルーに至ったものであり、この設計方針は明らかな誤りであった。

6 設計基準を超過する地震：東北地方太平洋沖地震

(1) 耐震設計審査指針の想定手法の限界

旧安全指針類の構造は、自然現象に対しては、設計基準を定め、その

⁵ 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)」2012年3月14日原子力安全基準・指針検討会 安全設計審査指針等検討小委員会

基準内の自然現象に耐える設計になっていることを要求し、従って、自然現象による事故は考えないというものであった。

その構造であれば、東北地方太平洋沖地震であっても、設計基準内の自然現象の範囲に収まらなければならなかった。

耐震設計審査指針は、地震について「耐震設計上重要な施設は、敷地周辺の地質・地質構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から施設の供用期間中に極めて稀ではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その安全機能は損なわれることがないように設計されること」、津波について「施設の供用期間中に極めて稀ではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を要求していた。

しかし、東北地方太平洋沖地震は、耐震設計審査指針による想定を超えるものであった。すなわち、なされていた想定は誤りであり、失敗であった。その原因について、政府の中央防災会議は「東北地方太平洋沖地震は、過去数百年間の地震では確認できなかった地震であり、このような地震を想定出来なかったことは、従来の想定手法の限界を意味している⁶。」とし、「東北地方太平洋沖地震は、我が国の過去数百年間の資料では確認できなかった巨大な地震であり、過去数百年間に発生した地震・津波を再現することを前提に検討する従前の手法には限界がある。現時点の限られた資料では、過去数千年間の地震・津波の記録だけに基づく地震・津波の震度分布・津波高の推定は難しく、仮にそれを再現したとしても、それが、今後発生する可能性のある最大クラスの地震・津

⁶「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」2011年6月26日中央防災会議 内閣府ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/tohokukyokun/index.html>

波であるとは限らないことを意味している。⁷」と述べた。すなわち、これまでの想定手法では、原発で想定すべき地震、津波を想定できないのである。(従前の地震動想定が著しい過小評価であったこと、その原因は少ない事例の平均値をとったもので計算していたこと、国会事故調報告書(甲D第1号証)は、193頁以下で「我が国においては、観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例が、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発と女川原発における2ケースも含めると、平成17(2005)年以降に確認されただけでも5ケースに及んでいる。このような超過頻度は異常であり、例えば、超過頻度を1万年に1回未満として設定している欧州主要国と比べても、著しく非保守的である実態を示唆している。」と指摘している。

(2) 残余のリスクの軽視

耐震設計審査指針において、策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できないとして、残余のリスク(策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすリスク)を認め、合理的に実行可能な限りこの残余のリスクを小さくするための努力が払われるべきであると規定されていた。

「残余のリスク」という表現が、地震、津波の想定を甘くすることを許容することに使用されるならば、それは、危険な原発を許容するものであり許されるべきではない。そうではなく、前記の中央防災会議の記述するよ

⁷「南海トラフの巨大地震モデル検討会 中間とりまとめ」2011年12月27日中央防災会議
内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/model/>

うに、将来の最大の地震、津波を想定することが不可能或いは著しく困難であること認識し、最大限の地震、津波を考えるとと言う意味であれば、これを遵守する必要がある。

しかし、耐震設計審査指針では、努力目標として規定されているだけであって、基準となっていなかったばかりか、努力目標としても「合理的に実行可能な限り」という緩い限定つきであった。

福島第一原発事故後、中央防災会議は、今後地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることを見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している⁸。

これは、残余のリスクを無くすことが基準として求められ、それは、「合理的に実行可能な限り」という逃げ道を許さない厳しい内容の基準とされなければならないという趣旨である。

7 3重の多重防護

福島第1原発事故以前、国や電力会社は、3重の多重防護で安全は確保されていると説明していた。

しかし、これは誤りであった。この過ちを見据えたとき、原発の安全性に関する2つの重要な事項について見直しが必要となる。

一つは、3重の多重防護で安全は確保されているという建前で原発の設置許可がなされていたにもかかわらず、福島第一原発事故によって、安全が確保されていなかったことが明らかになったのであるから、すべての原発の設置許可自体が見直されなければならない、ということである。前記の旧安全

⁸ 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
2011年9月28日中央防災会議 内閣府ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/tohokukyokun/index.html> 同上ホームページ

指針類の欠陥と表裏一体の事項である。もう一つは、国際的基準（国際原子力機関－IAEA－の基準）においては、5重の多重防護（4重目はシビアアクシデントマネジメント、5重目は防災対策）をとっていた－すなわち3重の防護も破られることがあることを想定していた－にもかかわらず、日本ではこれを行ってこなかったが、福島第一原発事故によって、シビアアクシデントマネジメント、防災対策が必要不可欠であることがはっきりしたのであるから、これらに対する実効性のある防護策がとられなければならない、ということである。この4重目、5重目の防護の必要性については、福島第一原発事故に先立ち、米スリーマイル島事故においてもその見直しを行うチャンスは存在した。しかし、その時の日本における過酷事故対策の検討結果は「我が国の原子炉施設の安全性は、現行の安全規制の下に、設計、建設、運転の各段階において、①異常の発生防止、②異常の拡大防止と事故への発展の防止、③放射性物質の異常な放出の防止、といういわゆる多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。これらの諸対策によってシビアアクシデントは工学的には現実には起こるとは考えられないほど発生の可能性は十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断される」というものであった¹⁰。3重の防護に対する盲目的信頼が、可能性への対処という賢明な考え方を押しつぶしてしまったのである。何故、このような誤った考えに至ってしまったのか、その総括が十分なされなければ、新しい基準を作ったところで、安全確保策として不十分となることは自明のことである。新規制基準では、シビアアクシデント対策を導入しているが、上記安全委員会決定の総括はなされていない。「盲目的信頼」がなされた背景まで含めた総括がなされない限り、シビアアクシデント対策の導入は、形骸的なものにとどまり、実効性を欠く

¹⁰ 「発電用軽水型原子炉原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて」1992年5月28日原子力安全委員決定

ものとなってしまふであろうことが予想された。現実にも、新規制基準は、次に紹介するように、小手先の対策にとどまり、実効性について多大な疑問を有するものとなってしまったのである。

第2 新規制基準

1 新規制基準の概要

福島第一原発事故後の平成24（2012）年9月、新たに規制機関として原子力規制委員会が設置され、同委員会によって新規制基準と呼称されるものがごく短期間で策定され、平成25（2013）年6月19日に公にされ、平成25（2013）年7月8日に施行された。そのうち、実用発電用原子炉に関する基準は、次のとおりである。

（実用発電用原子炉に関する基準）

(1) 規則

- ① 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- ② 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
- ③ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- ④ 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則
- ⑤ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

(2) 規則の解釈、審査基準

- ① 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ② 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈
- ③ 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する審査基準

- ④ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈
- ⑤ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準
- ⑥ 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準

(3) 審査ガイド

- ① 地震、地盤、津波に関して
 - ア 敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド
 - イ 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド
 - ウ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
 - エ 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド
 - オ 耐震設計に係る工認審査ガイド
 - カ 耐津波設計に係る工認審査ガイド
- ② 他の自然現象に関して
 - ア 原子力発電所の火山影響評価ガイド
 - イ 原子力発電所の竜巻影響評価ガイド
 - ウ 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド
- ③ 火災防護、内部溢水に関して
 - ア 原子力発電所の内部火災影響評価ガイド
 - イ 原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド
- ④ 重大事故等防止に関して
 - ア 実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド

- イ 実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド
- ウ 実用発電用原子炉に係る運転停止中原子炉における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド
- エ 実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド

2 新規制基準において新設された事項

新規制基準は、改正された原子炉等規制法、同法の内容を具体化する各種規則、その規則に基づいて行う審査基準に関する内規（解釈等）、審査官が審査基準適合性評価の妥当性を確認するためのものとして使用する規制基準に関連する内規（ガイド）からなっている（前述）。

平成24（2012）年9月に原子力規制委員会が発足し、同年10月25日に基準検討チームが作られ、平成25（2013）年6月19日に規則以下の基準を確定し、同年7月8日から基準は施行された。1年にも満たない極めて短期間で膨大な基準が作られたことになるが、新規制基準の検討期間が絶対的に不足していたことは否定しようがない事実である。

規則以下の新規制基準について評価すべき点として、原子力規制委員会は以下の点をあげている。

① 設計基準を強化又は新設

共通原因による安全機能の一斉喪失の防止（シビアアクシデントの防止）のために、大規模な自然災害への対応強化（地震・津波の想定手法を見直し、津波浸水対策の導入、火山・竜巻・森林火災も想定-新設）、火災・内部溢水・停電などへの耐久力強化（火災対策の強化・徹底、内部溢水対策の導入-新設、外部電源の信頼性向上、所内電源・電源盤の多重化・分散配置、モニタリング・通信システム等の強化）。

② シビアアクシデント対策、テロ対策を新設

万一シビアアクシデントが発生しても対処できる設備・手順を整備、テロや航空機衝突への対応を新設。

3 新規制基準の問題点

上記の新設等によって、多少安全性を高めた点はあるにしても、新規制基準でも、旧安全指針類の不備、欠陥は是正されておらず、新規制基準に適合しているからと言って原発の安全性は確保されない。その理由は以下のとおりである。

「災害が万が一にも起こらないように」審査されているはずの旧安全指針類を用いての具体的審査で適合と判断されていた福島第一原発において、現実には大規模な原子力災害が発生してしまったのであるから、「万が一にも」起こらないための基準を策定するのであれば、福島第一原発事故の原因が明らかになり、これを防止するためにはどのような規制がなされていれば良かったのかを検証することが、最低限必要である。しかし、未だ事故原因は明確になっていない。国は、福島第一原発事故の原因として津波だけを強調し、地震による損傷を考えようとしないが、既に主張しているとおり、外部電源は明らかに地震により喪失しており、非常用電源喪失についても津波だけではなく、地震もその原因の一つと考えられること、冷却材喪失や水素漏洩の原因として地震による配管の損傷が考えられるとする、物理的根拠に基づく検証がなされている。これらの点も踏まえた福島第一原発事故の原因分析とこれらに対する対策が練られていないのであるから、本来、現時点では「災害が万が一にも起こらない」ための基準の策定は不可能なのである。

このような根本的な問題だけではない。新規制基準は、福島第一原発事故を踏まえたとき、現時点で既に明らかになっている、旧安全指針類の重大な不備、欠陥さえも放置している。さらに、新たに作られたシビアアク

シデント対策の内容も不十分である。

結局、新規制基準によったとしても、原発が再び重大な事故を招来する危険性はほとんど軽減されない。

4 立地審査指針との関係とその問題点

これまでの原発の立地評価が誤りであることは、前原子力安全委員会委員長及び原子力規制庁が公に認めたことである。

立地評価に使用された事故評価に係る安全評価審査指針の内容に極めて大きな問題があったのである。そこで使用されていたのは、立地評価を満足させる結果になるように想定された事故（非現実的な事故想定）であり、それを適用した結果、立地審査指針における離隔要件を満足することになる、というトートロジーが行われていただけだったのである。最初から答えありきの、そもそも審査とは言えないような代物であった。

このようなペテンに近い手法を改め、周辺公衆の安全を確保するための審査と呼ぶに相応しいものに改善するためには、少なくとも現実に発生した福島第一原発事故と同様の事故を想定して立地審査指針の離隔要件の判断をし直すように基準を改訂するべきであることは言うまでもない。しかし、原子力規制委員会は、立地評価における仮想事故は原子炉格納容器の性能評価に際しての想定事故とする（敷地境界の線量に対する判断基準により対応）ことに変更し、事故評価はシビアアクシデント対策の有効性評価により対応することにして、これまでの立地審査指針による離隔要件は適用しないことにした。すわわち、現実に起こりうる事故（ex.福島第一原発事故）に即した離隔要件での審査は行わないということで、問題をクリアしようと試みているのである。換言すればクリアできない課題を避けただけの小手先の策を取り、周辺住民の安全性は完全に無視したやり方に改めたのである。

本来、立地審査指針は、万が一の事故が発生した場合に、周辺公衆の放射能被害を防止する基準であり、万が一の事故が起こらないようにすることを目

指すシビアアクシデント対策では代替不可能なものである。

現在の原子力規制委員会の見解は、旧規制において敷地外に放射性物質が放出しないという結論を導くために過小な仮想事故の進展過程を是認していたことの誤りを是正することなく、敷地外に放射性物質が放出しないという結論を導くためにシビアアクシデント対策の有効性を持ってこようとしているものであって、妥当ではないことは明らかである。実効性を欠く新たな安全神話の創設に外ならない。

離隔要件が適用されないような審査基準は、伊方原発の最高裁判決にいう「具体的な審査基準に不合理な点」がある場合に当たる。そのような審査基準に適合したとしても、原発の安全性は確保されていない。

なお、立地審査指針については、別途詳細に主張する。

5 共通原因故障想定の欠如

福島第一原発事故では、単一故障の仮定どおりに事は進まず、地震・津波という一つの原因で必要な安全機能が同時に全て故障した（共通原因故障）。したがって、設計において単一故障の仮定しか想定しないのであれば、安全確保には著しく不足する。

このため、原子力規制委員会の基準検討チームにおいて、当初は、「信頼性に関する設計上の考慮」について、共通要因故障を取り入れた基準が策定されようとしていた。重要度の特に高い安全機能を有する系統について、多重性に重きを置いて機能確保を図っていた。しかし、実際にシビアアクシデントに晒された福島第一原発では、多重性では事故発生を防ぐことができなかった。この反省から、「ただし、共通要因又は従属要因による機能喪失が独立性のみで防止できない場合には、その共通要因又は従属要因による機能の喪失モードに対する多様性及び独立性を備えた設計であること」と

いう規則案が検討されていた²⁰。しかし、いつのまにか設計基準として共通要因故障を考えた設備を要求することを止め、設計基準事故は従来通り単一故障の仮定で判断することにした。そして、自然現象による事故を考えれば、単一故障の仮定を維持できないので、旧規制と同じく設計基準事故の原因は内部事象に限定し、自然現象を事故原因として考えないことにしている。すなわち、新安全基準検討チーム第2回会議において、「設計基準の定義については、今回の設置許可基準の策定作業において見直すことはせず、従来どおりの定義とする」として、事故原因を内部事象に限定する安全設計評価指針の解説を掲げており、その解説に記載されている「その原因が原子炉施設内にある、いわゆる内部事象をさす」ことの変更をしていない。原子力規制委員会は、共通要因故障はシビアアクシデント対策で対応すればよいとし、さらに、シビアアクシデント対策は原則として可搬設備で対応させようとしているのである。重要度の特に高い安全機能を有する系統について、共通要因故障を想定し、設計段階でそれに対応する多様性及び独立性を有することを要求する場合は、設計段階で既に共通要因故障の危険性に対する安全設備を織り込んで設計することになるが、設計後に可搬設備で対応するということは、原発の設計で安全設備が不足していることを容認し、そのために起きる事故は後から対処するということがある。

不十分だった安全設備を設計で充実させた上でシビアアクシデント対策を講じる場合と、不十分な安全設備を放置したままシビアアクシデント対策を講じる場合では、安全性の程度に質的な差異が生じることは明らかである。後者は、故障発生を前提とし、その故障について事後的に対応しよ

²⁰ 発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第4回(2012年11月21日)、第6回(2012年12月13日) 原子力規制委員会ホームページ
https://www.nsr.go.jp/committee/yuushikisya/shin_taishinkijyun/

うというのであるから、故障への対応が成功しなかった場合には事故発生が必然となるからである。また、設計で要求される設備が恒設設備であるのに比べ、可搬設備では确实性が劣る。福島第一原発事故の反省の上に安全性確保を考えるならば、共通要因故障を設計基準事故として取り入れるべきであり、さらにその上に念のための可搬設備の設置を付け加えるということになる。このような正当な対策を取ろうとすれば、小手先ではなく、設計を根本的に変更しなければならないことにもなるが、フェールセーフの考え方、特に巨大地震を常に想定することが必要な我が国の現実からすれば、必要不可欠な事項である。「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることを見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」とする中央防災会議の指摘に何よりも従わなければならない施設は、原子力発電所であることに疑問の余地はなかろう。

6 外部電源の問題点

(1) 耐震性要求の欠如

外部電源は重要度分類指針のクラス1、耐震設計上の重要度分類のSクラスに格上げしなければならない。ところが、新規基準では、独立した2系統の外部電源からの受電を要求するだけで、外部電源に関する重要度分類、耐震重要度分類を変更していない。外部電源2回線に独立性を要求しても、耐震性を高めなければ、地震により外部電源が同時損傷する事態は防げない。

(2) 非常用電源

外部電源喪失時の電源設備は以下のように種類と容量を増やすことが規定された。

設計基準として、非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性及び独立性を確保し、設備の機能を確保するための十分な容量を有

すること（外部電源が喪失したと仮定して7日間）を規定した²¹。

非常用電源喪失に備えて、代替電源設備として、可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）、常設代替電源設備（交流電源設備）を設けること、所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の電気供給が可能であること、可搬型直流電源設備は重大事故等対応可能な電気を24時間供給できること²²、を要求した。しかし、この基準を満たす具体的な内容が制定されていないので、果たして現実の設備が安全確保のために十分か否か判断する基準となっていない。非常用電源設備の多様性は、具体的に非常用電源が必要とされるどのような事態を想定しているのか、それに対応する多様性とは何かを基準から読みとることはできない。重大事故等の対応に必要な設備として何を想定しているのか不明である。想定する設備によって必要な電力量が異なるので、24時間供給する電力量も異なる。これらを基準から読み取ることはできない。

（3）猶予期間の存在

所内常設直流電源設備の第3系統目が要求事項になっているが、これについては5年間の猶予を与えている。必要と認めながら、猶予を与えることは、基準内の矛盾であり、その系統が欠けている状態は、安全性が欠けている状態である。

7 不十分な地震想定手法の見直し

（1）活断層の定義

新規制基準では、地震については、活断層という用語について定義づけが行われた。「将来活動する可能性のある断層等」という定義にし、活

²¹ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 33 条

²² 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 57 条

断層の認定では、約12万～13万年前以降の活動性が明確に判断できない場合は、約40万年前以降まで遡って評価されることとされ、活断層直上に重要施設を置くことを明確に禁止したこと、基盤の岩石を切るような地滑りの上にも重要施設を置くことを禁止したことは安全性を高める方向の改正である²³。

(2) 地震想定手法の見直しの欠如

しかし、肝心の「従来の地震想定のお考え方が間違っていた」という、中央防災会議のお考え方が反映された箇所が見当たらない。新規制基準²⁴の地震に関する部分には「適切に評価」「適切に考慮」という記載が頻繁に現われているが、その具体的内容は不明であり、基準とは言えない体裁でもある。地震動レベルは、震源断層の長さ、地震発生層の深さ、断層の傾斜角、アスペリティーの位置、アスペリティーの大きさ、応力降下量、破壊開始点の位置、などの要素で決定される。これらはいずれもばらつきがあり、この不確かさをできるだけ安全側に考えることが、これまでの地震想定のお誤りを是正するためのお考え方として必要である。しかし、これらの要素に関する数値をどのように決定するかについて何ら具体的基準が示されていない。

ばらつきにつき、平均値をとるのではなく、全て安全側に考える（最大の地震動をもたらす値を採用する）という基本姿勢が示されてこそ、基準が、残余のリスクを無くす方向として制定されたと評価しうるが、それは示されていない。

(3) 震源を特定せず策定する地震動

また、「震源を特定せず策定する地震動」について、中央防災会議の

²³ 同規則3条及び(別記1)、敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド

²⁴ 同規則4条及び(別記2)、基準地震動及び耐震設計方針に関する審査ガイド

指摘に基づく見直しがされていない。地震は震源となる活断層が未発見の場所でも起きる。新規制基準では、1996年から2012年までの17年間に起きた16地震を検討することになっているが、17年間という短期間におきた地震で、これから起こる「震源を特定せず策定する地震動」の最大地震を想定することは、中央防災会議の反省を全く取り入れていないものである。

(4) 津波想定

津波想定は全国的に厳しい想定がなされている訳ではないが、太平洋側の津波想定は厳しくなった。津波は、福島第一原発事故までは地震随伴事象として検討されていたが、独立の自然現象として設計基準を検討することになった。そして、津波想定に関しては、前記中央防災会議の反省を取り入れて、「最新の知見に基づき、科学的想像力を発揮し、十分な不確かさを考慮していることを確認する」とし、留意事項として「大規模な津波を発生させる巨大地震や津波地震は、沈み込みプレート境界では、過去の事例の有無や場所に関わらずその発生を否定できない」「地震や津波の発生域と規模は、過去の事例によるだけではそれを超えるものが発生する可能性を否定したことはできない」と規定した²⁶。具体的には、太平洋側の津波に関し、東北地方太平洋沖地震（地震の規模を示すモーメントマグニチュード（M_w）9.0）をエネルギーで2～8倍上回るM_w9.2～9.6の規模のプレート間地震により発生する津波を検討するよう求めている。（「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」に関することは、原告準備書面14で詳述している。）

8 不合理なシビアアクシデント対策

「3重の多重防護の中味が、安全確保策に不十分であった」という基本事項を是正しないまま、シビアアクシデント対策を論じても、安全性を抜本的に高

²⁶ 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド

めることにはならない。以下具体的に指摘する。

(1) 事故想定

新規制基準ではシビアアクシデントとして、重大事故に至るおそれがある事故、重大事故、特定重大事故、大規模損壊を規定している。

ア 重大事故に至るおそれがある事故

重大事故に至るおそれがある事故とは、炉心の著しい損傷に至る可能性があるとして想定する事故、使用済み燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済み燃料の著しい損傷に至る可能性があるとして想定する事故、運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷に至る可能性があるとして想定する事故の3種類である。

イ 重大事故

重大事故とは、炉心損傷、格納容器破損、使用済み燃料貯蔵槽における燃料損傷、運転停止中原子炉における燃料損傷の4種類である。

ウ 特定重大事故

特定重大事故とは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合である。

エ 大規模損壊

大規模損壊は、大規模な自然災害又は故意の大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電用原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合である。

これらのシビアアクシデントへの対策が新規制基準で規定されているが、以下のように安全確保には不備な基準になっている。

① シビアアクシデント対策では、共通要因故障を考えることにし

ている。しかし、共通要因故障が何によって起こるかは考えないで、解析上の共通要因故障を想定する。自然現象を原因とする故障を考えれば、解析上の事故シーケンスで想定していない系統、機器の故障も発生することはありうるが、それは考慮していない。炉心損傷防止対策の有効性評価において考慮すべき事項について「各事故シーケンスにおいては、多重故障を想定した設備を除き、健全であると想定する。また、各事故シーケンスにおいて、設計基準事故で想定する単一故障を重ねて想定しなくてよい。」とされ²⁷、その考えに基づき、有効性評価の共通解析条件では「故障を想定した設備を除き、設備の機能を期待することの妥当性が示された場合には、その機能を期待できる」としている。この想定によって、シビアアクシデントの評価が現実と乖離した机上の評価に過ぎなくなっている。例えば、重大事故に至るおそれのある事故として想定している高圧・低圧注水機能喪失と全交流動力電源喪失が同時に発生する事故シーケンスはない。従って、シビアアクシデントの評価は一部の限定的事故シーケンスにとどまり、安全確保の基準として不足している。そもそも、安全設計評価指針における事故等について「ある限られた数の事象の解析で適切に包絡するためには、評価すべき事象を適切に選定する必要がある」と定めておきながら、旧安全審査指針と同様、事故原因から自然現象を除外しており、「評価すべき事象を適切に包絡し」ていない間違いを再び起こしている。

② シビアアクシデント対策とされる重大事故等対処設備は、設計基準事故対策として設計された設計基準設備の安全機能が喪失した場合に稼働することが予定されている設備である。例えば、設計基

²⁷ 平成 24 年 11 月 9 日基準検討チーム第 3 回会合資料 3 「炉心損傷防止対策について」

準を超える地震・津波によって設計基準設備の安全機能が喪失した場合に稼働するものである。従って、重大事故等対処設備の基準が、設計基準設備の設計基準である地震動・津波と同じ基準であれば、共倒れになる危険性があるので、重大事故等対処設備の基準地震動・基準津波は設計基準がよりも大きな地震動・津波に耐えられる設備であることが論理必然的に求められる。基準検討チームでも、当初は設計基準の何倍かとすることが検討されていた。

しかし、施行された新規制基準では、設計基準設備と重大事故対処設備の基準地震動・基準津波は同じでよいとされており、地震・津波で設計基準設備が機能喪失したときにシビアアクシデント対策が有効に働かないおそれが多分にある。

③ シビアアクシデント対策は恒設設備ではなく、可搬設備で対応することを基本としている。可搬設備は柔軟に対応できるからと説明されているが、確実性は不足する。また、設計基準では、特に重要な安全機能を有する設備は、単一故障の仮定で安全性を確保しようとしている（共通要因故障を考えない事故評価では安全性が確保されないことは前記のとおりである）が、重大事故等対処設備には単一故障の仮定さえも必要としないと規定されている。

この点につき、「安全の軽視である」と指摘したパブコメに対し、原子力規制庁は、「設計基準事故対処設備が多重故障を起こし、さらに、バックアップである重大事故防止設備の単一故障が重畳する可能性は、極めて小さいと考えられる。重大事故に至るおそれのある事故時に単一故障を仮定することは過度に保守的で、有効性評価には不適切である」と回答した。しかし、大量の放射性物質放出を防ぐ設備の重要性を考えれば、共通要因故障を考える必要があり、単一故障の仮定でも安全確保策として不足しているのに、それさえも

不必要とするのは、あまりに安全性を軽視した考え方である。

(2) 大規模損壊時の対策の脆弱性

大規模損壊としては、炉心溶融して格納容器損傷に至った場合や、使用済み燃料プールが損壊した場合等が考えられる。

大規模損壊の場合における対策は、以下の抽象的な対策が殆どである。

「①保全計画の策定 ②要員の配置 ③教育、訓練 ④電源車、消防自動車、消火ホース等資材の備え ⑤緩和対策等を定め要員に守らせる」²⁸。

「1 可搬設備等による対応 ①手順書の整備、又は整備される方針の明示 ②手順書による活動体制及び資材の整備、又は整備される方針の明示、2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備 ①体制が整備されているか、又は整備される方針の明示」²⁹。

これらの基準では、大規模損壊時に、何を要求し、そのことによって何を防止、緩和できるのか全く不明である。大規模損壊に対する唯一の具体策として規定されているのは、①原子炉建屋に放水できる設備を配備すること ②海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること³⁰だけである。

大規模な自然災害でメルトダウン、メルトスルーになり、格納容器が破損した場合には、放水設備で放射性物質の拡散を防ぐことはできない。汚染水を管理できずに海洋に放射性物質を流出し続けていることが福島第一原発事故の現実であり、これをみれば、基準において示されている方策はなど、現実性は無いに等しいものである。

(3) ベント装置の設置

新規制基準におけるシビアアクシデント対策としては、ベントの設

²⁸ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

²⁹ 重大事故防止対策に関する技術的能力審査ガイド

³⁰ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

置が規定されている。

しかし、ベントが行われれば、ベントによって原子炉内から大気中に放射性物質は放出される。福島第一原発における大気中への放射性物質の放出は、ベント時に多量となったことは記憶に新しいのである。すなわち、ベントの本質は、これは安全確保策でなく、有害物質の放出であり、元来違法な行為である。

国民の身体生命の安全という観点から、本来求められている規制は、放射性物質が外部に放出しないようにすることでありある。規制の順序としてあるべき姿は、緊急避難に過ぎないベントを定めるのではなく、ベントなど行わなくて済むように、そのために設計を安全側に変更することであって、ベントはこのような手段を尽くした最後の緊急処置として、これも可能なものとして定められるべきものすべきなのである。設計の問題として一例を挙げよう。本件3、4号機もそうであるが、シビアアクシデント時、福島第一原発で見られた事象は、原子炉格納容器の設計圧を超えるという事態であった。その根本原因のひとつとして指摘されているのが、MARK-I型の格納容器の容量が小さいことであった。キャパシティが小さいため、異常時に圧力が上昇しやすく、これにより容器が容易に設計圧を超えるような事態を招来すると指摘されているのでしてしまうのである。そのためにベント装置を設置するというが、それは安全確保策でない。これへの対応策はただ一つ、そのような設計上の欠陥があるMARK-I型を使用しないことである。具体的には、原子炉格納容器の容量に基準を設け、この基準を満たさないそのような危険なMARK-I型を使用しない原発は不合格とすることである。そのようにすることが安全な基準であるはずである。

ベント装置の設置などは、本質的な安全確保策ではない。小手先の

縫合策である。

このように、シビアアクシデント対策として言われている中には、安全確保策でないものが紛れ込んでいるので、そのようなものは排除する必要がある。

9 具体的審査基準の不合理性は司法審査の対象である

伊方最高裁判決は、「具体的審査基準が不合理で、被告行政庁の判断がそれに依拠した場合は違法」としていることは既に述べた。この判示によれば、具体的審査基準の不合理性は当然に司法審査の対象であるが、これまでの原発訴訟では、実際に具体的審査基準について判断されたことはなかった。その原因の一つは、各裁判体が、伊方最高裁判決における「科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせる」という文言を捉えて、いわゆる専門技術裁量として、判断を抑制していたのではないかと推測される。他の原因としては、現実性をもって基準の不合理性を考えるだけの事例がなかったことも影響しているのではないかと推察する。しかし、万が一にも起きてはならない福島第一原発事故は起きた。この事実は、旧安全指針類に欠陥があったか、旧安全指針類に適合するとした審査に誤りがあったかのいずれかであることを具体的に証明しているに他ならない。旧安全指針によっては、甚大な原発事故を防ぐことができなかったという事実は、旧安全指針類の欠陥を露呈させたものである

この事実を踏まえたとき、裁判所は、新規制基準について「万が一にも」福島第一原発事故のような事故を起こさない基準となっているか、旧安全指針の欠陥が克服されているか、を積極的に審査すべきであり、基準の欠陥を裁判所が指摘することに躊躇は許されない。

10 結語

原子力規制委員会委員長は、新規制基準は世界一厳しい基準と発言し、総理

を始め国の関係者も、新規制基準は世界最高水準の安全基準などと安直に表明している。

しかし、以上のとおり、新規制基準は、立地評価、共通要因故障、外部電源、地震・津波想定の手法に関する旧安全規制の重大な欠陥を是正しておらず、また、新たに規定したシビアアクシデント対策も多くの欠陥を有している。求められている原発の安全規制は、言葉によって「世界最高」と修飾されれば済むものではない。その実質において、二度と福島第一原発事故のような悲惨な事故が発生することのないよう具体的な有効性を持った安全規制である。今回制定された新規制基準は、求められる安全規制の水準を満たしていない。

このまま新規制基準の欠陥を放置して、適合性審査がなされ、原発が次々と再稼働されるならば、日本が原発事故の惨禍に再び見舞われることは避けられないであろう。

以上